

静岡県公安委員会規程第8号

自動車運転代行業の認定等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年12月13日

静岡県公安委員会委員長 小長谷 修 誠

自動車運転代行業の認定等に関する規程の一部を改正する規程

自動車運転代行業の認定等に関する規程（平成14年静岡県公安委員会規程第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）に基づく自動車運転代行業の認定等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(営業の廃止)</p> <p>第9条 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）<u>及び国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国家公安委員会規則第11号。以下「規則」という。）</u>に基づく自動車運転代行業の認定等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(営業の廃止)</p> <p>第9条 (略)</p> <p><u>(誓約書)</u></p> <p>第10条 <u>規則第5条第1項第1号に掲げる法第3条第5号に該当しない者であることを誓約する書面の様式は、様式第16号のとおりとする。</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第15号の次に次の1様式を加える。

様式第16号（第10条関係）

誓約書

私は、現在、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条第5号に掲げる

精神機能の障害により自動車運転代行業の業務を適正に実施するに

当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

に該当しないことを誓約します。

静岡県公安委員会 殿

年 月 日

住所

氏名

印

附 則

この規程は、令和元年12月14日から施行する。